

令和 7 年度事業計画

自 令和 7 年 7 月 1 日

至 令和 8 年 6 月 30 日

1. 基本方針

今年は公共嘱託登記制度制定から 40 年の節目の年となります。昭和 60 年土地家屋調査士法の一部改正を受け、当協会は昭和 61 年に設立されました。平成 20 年には公益法人制度改革関連三法が施行され、特例民法法人であった我々協会も公益法人移行への道を選択することとなり、公共の利益となる事業を積極的に行うこととなりました。その後の国難ともいえる東日本大震災等多くの自然災害にあたり、協会は地域の官公署と共に復旧・復興に全力で対応してまいりました。更に平成 14 年から取り組んでいる登記基準点は現在、日本土地家屋調査士会連合会の認定を受け、認定登記基準点として表示登記の推進へ大きく貢献しているものと自負しています。

これからは、デジタル化へ対応した協会運営が必須となり、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家集団として活躍の場を広げ、知識と経験を活かした筆界確認、安定した嘱託登記手続きをもって国民の期待に応えるべく、不動産に関する権利の明確化推進事業を進めてまいります。

これらを実施していくにあたり、令和 7 年度は次の 5 点を軸に事業計画を作成しました。

1. 公益社団法人としてガバナンスを維持し、コンプライアンスの強化に取り組む。
2. 社員が法令に則り適正に業務を処理できるよう支援していく。
3. 持続的な経営基盤を強化するためにサイクルタイムを研究し、適正な単価を提示する。
4. 防災・減災に向けた情報収集、デジタル化の推進に向けた情報収集。
5. 当協会のこれまでの取り組みや実績をもとに、筆界に関する知識等を広く普及する活動を推し進めていく。

当協会の公益目的事業は「国民の権利の明確化推進事業」であり、細目は下記 4 項目である。

- I 公共嘱託登記に係る受託事業（法定事業）
- II 地図整備の促進に係る受託事業（関連事業）
- III 登記基準点設置事業（自主事業）
- IV 筆界や公共嘱託登記に関する知識、関連するその他の知識の普及啓発活動（自主事業）

2. 事業計画

〔総務部〕

- ① 公益法人ガバナンスの充実とコンプライアンス及び個人情報保護の強化
- ② 関係団体との情報交換、情報収集
- ③ デジタル化へ向けた情報収集と効率的な事務運営の検討
- ④ 会報の発行

〔経理部〕

- ① 公益法人会計基準に沿った適正な会計処理の実施
- ② 経理事務の効率化
- ③ 経費削減と予算管理の徹底

〔業務部〕

- ① 業務処理体制の整備
- ② 受託事件の管理、支援
- ③ 公嘱制度の広報と啓発
- ④ 関係官公署との連絡調整・情報収集
- ⑤ 業務積算の研究

〔企画研修部〕

- ① 官公署職員、国民対象の不動産登記法関連シンポジウム等の開催
- ② 登記基準点に関する企画・研究
- ③ 研修会、社員説明会等の開催・管理・講師派遣